

福岡県公報

令和三年十二月二十四日
第二百六十一号
増刊
②

目次

規則

- 福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村支援課）……………一
 - 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課）……………一
 - 福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則（自然環境課）……………二
 - 福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則（漁業管理課）……………三
 - 福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則（都市計画課）……………四
 - 福岡県消防学校規則の一部を改正する規則（消防防災指導課）……………一
- 再掲
- 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………一
 - 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………一
 - 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事委員会事務局給与公平課）……………一二

規則

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十一号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「別表第二第九号」を「別表第二第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「別表第二第一〇号」を「別表第二第九号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「別表第二第一一号」を「別表第二第一〇号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「別表第二第二十一号」を「別表第二第二一〇号」に改め、同項を同条第十四項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十二号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「第十一条第二項第二号」を「第十条第二項第二号」に、「第十二条第二項第二号」を「第十一条第二項第二号」に改める。

第五条を削る。

第六条中「別表第一の五の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条を第五条とする

第七条中「別表第一の六の項」を「別表第一の五の項」に改め、同条を第六条とする

第八条中「別表第一の七の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「別表第一の八の項及び九の項」を「別表第一の七の項及び八の項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「別表第一の一〇の項」を「別表第一の九の項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「別表第一の一〇の項」を「別表第一の一〇の項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「別表第一の一二の項」を「別表第一の一一の項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前の見出しとして「(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)」を付し、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一号中「児童福祉法第十九条の第三項」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の第三項」に改め、同条を第十五条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十条第一号イ中「療育手帳」の下に「(同法第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された者に対しその程度等を証するものとして知事が交付する手帳をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第十九条とし、第二十一条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十条の前の見出しを削り、同条を第二十九条とし、同条の前の見出しとして「(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)」を付し、第三十一条から第三十八条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県規則第五十三号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県温泉法施行細則(昭和二十七年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「印」を削り、「(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を

「(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(記名押印又は署名)

」

注 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第四号中「印」を削り、「代表者の氏名」を

「代表者の氏名

(記名押印又は署名)」

注 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第五号中「氏名

印」を

「氏名

(記名押印又は署名)」

注 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十号の四中「印」を削り、「代表者の氏名」を

「代表者の氏名

(記名押印又は署名)」

注 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十号の五中「氏名

印」を

「氏名

(記名押印又は署名) 」
に改め、

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十号の七及び様式第十号の九中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十二号中「印」を削る、「代表者の氏名」を

「代表者の氏名

(記名押印又は署名) 」
に改め、

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十三号中「氏名

「氏名」を削る、「印」を削る、(記名押印又は署名) に改め、

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十八号中「印」を削る、「(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を

「(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(記名押印又は署名) 」
に改め、

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

様式第十九号及び様式第二十号中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十四号

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則（昭和五十五年福岡県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「福岡県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、「及び別に定める漁業協同組合（以下「漁協」という。）」を削る。

第三条第一項中「、同条の規定により償還金等の徴収事務の委託を受けた漁協を経由して」及びただし書を削り、同条第二項を削る。

第四条第一項中「漁協又は」を削る。

第五条第一項を削り、同条第二項中「直接に」及び「、又は前項の規定により漁協から送金を受けたとき」を削り、同項を同条とする。

第七条第一項中「及び漁協」を削り、同条第二項中「及び漁協」及び「又は漁協」を削り、同条第三項中「及び漁協」を削る。

第八条中「第五条第二項」を「第五条」に改める。

別記様式（表）中「福岡県信用漁業協同組合連合会」と「九州信用漁業協同組合連合会」に、「会長理事 氏 名」を「(代表者役職) 氏 名」に改め、同様式（裏）中「福岡県信用漁業協同組合連合会」と「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十五号

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則（平成九年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の第二十三項」を「第二十条の第二十四項」に、「第十六項、第三十八条の四第二十二項」を「第十七項並びに第三十八条の四第二十四項」に改める。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「第二十条の第二十三項若しくは第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の第二十四項及び第三十八条の四第二十四項」に改め、「又は施行令第二十五条の四第二項の規定に基づく認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）及び「又は特定民間再開発事業認定申請書（様式第二号）」を削り、同条第二項第一号中「この項」を「この条」に、「特定事業」及び「当該特定事業」を「本事業」に改め、「ただし、特定民間再開発事業の施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者の同意書にあっては、その者が当該共有に対し同意していることが明らかであるものとする。」を削り、同項第二号中「特定事業」を「本事業」に改め、「及び建物」を削り、同項第三号から第七号までの規定中「特定事業」を「本事業」に改め、同項第八号中「特定事業」を「本事業」に改め、「、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百六条第一項に規定する空地」を削り、同項第九号中「特定事業」を「本事業」に、「第十二条の五第三項」を「第十二条の四第一項第二号」に、「再開発等促進区内」を「防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内」に、「同条第二項第一号に規定する地区整備計画」を「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一

号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画」に改め、同条に次の三項を加える。

3 本事業が都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づく同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（以下「認定再開発事業」という。）である場合には、第一項の申請書には、前項第六号及び第十号に掲げる書類等並びに知事の当該認定再開発事業につき同条第一項に規定する再開発事業計画の同法第二百二十九条の四の認定（同法第二百二十九条の五第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類の写し及び同法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画の写し（都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第三十七条の十に掲げる図書の写しを含む。）を添付しなければならない。

4 本事業が都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十九条に規定する認定誘導事業計画に係る同条に規定する誘導施設等整備事業である場合には、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類等並びに国土交通大臣の当該認定誘導事業計画につき同条に規定する認定誘導事業の同法第九十六条第一項の認定（同法第九十八条第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類の写し（同法第九十五条第一項の事業計画認定申請書の写しを含む。）を添付しなければならない。

5 本事業が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画に基づく同法第九条第一項に規定する集約都市開発事業である場合には、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類等、同条第一項に規定する集約都市開発事業計画の同法第十条第一項の認定（同法第十一条第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類の写し（同法第九条第一項の事業計画認定申請書の写しを含む。）及び同事業が社会資本整備総合交付金の交付を受けて行われる事業であることを証する書類の写しを添付しなければならない。

第九条を第十条とする。
第八条中「第五条又は第六条」を「第六条又は第七条」に改め、同条を第九条とする。
第七条を第八条とする。

第六条第二号中「、第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄又は第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の下欄」を削り、「これらの」を「この」に改め、同条を第七条とする。

第五条第二号中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に、「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改め、「、第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄又は第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄」を削り、同条を第六条とする。

第四条中「第二条第二項各号又は第三条第二項各号」を「第二条第二項から第五項、第三条第二項及び第三項又は第四条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同条第二項中「第二十五条の四第十六項第一号」を「第二十五条の四第十七項」に、「第一号に掲げる書類、施行令第二十五条の四第十六項第二号に規定する事情によるものにあつては第二号に掲げる書類」を「戸籍謄本、住民票、身体障害者手帳その他申請者等の年齢又は身体上の障害を証する書類」に改め、同項各号を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(特定民間再開発事業認定の申請手続)

第三条 施行令第二十五条の四第二項の規定に基づく認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。この場合において、第二条第二項中「本事業」とあるのは、「特定民間再開発事業」と、同項第一号中「限る」とあるのは、「限り、施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者の同意書があつては、その者が当該共有に対し同意していることが明らかであるものとする」と、同項第二号中「土地」とあるのは「土地及び建物」と読み替えるものとする。

3 特定民間再開発事業の施行地区が都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画の区域内である場合には、第一項の申請書には、前項において準用する前条第二項各号に掲げる書類等、同法第九条第一項に規定する集

約都市開発事業の同法第十条第一項の認定（同法第十一条第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類の写し（同法第九条第一項の事業計画認定申請書の写しを含む。）及び同事業が社会資本整備総合交付金の交付を受けて行われる事業であることを証する書類の写しを添付しなければならない。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

(表)

特定の民間再開発事業認定申請書

| | | | | | | | |
|--|---|---|--------|-----------------------------------|--|-----------------------|------------------------------------|
| 福岡県知事 殿 | | 年 月 日 | | | | | |
| | | 申請者 住所 氏名 | | | | | |
| 租税特別措置法施行令 {第20条の2第14項 第38条の4第24項} の規定に基づき、特定の民間再開発事業の認定を申請します。 | | | | | | | |
| 施行地区 | (二号地区・高度利用地区・認定中心市街地の区域・都市再生緊急整備地域・認定誘導事業計画の区域・認定集約都市開発事業計画の区域・防災街区整備地区計画の区域・沿道地区計画の区域) 1 所在地 2 面積 m ² (登記・実測) | | | | | | |
| 従前の権利者及びその権利の状況 | 権 利 者 | | 土 地 | 借 地 権 | 備考 | | |
| | 氏名又は名称 | 住 所 | 所在及び地番 | 地 積 (m ²) | | 借地権の目的となっている土地の所在及び地番 | 借地権の目的となっている土地の面積(m ²) |
| | 1 2 3 | | | | | | |
| 事業の概要 | 認定再開発事業の当否 | 認定再開発事業の当否 認定年月日 | | (該当 ・ 非該当) 年 月 日 | | | |
| | 認定集約都市開発事業の当否等 | 認定集約都市開発事業の当否 認定年月日 社会資本整備総合交付金の交付の当否 特定公共施設の整備：種類 () 名称 () | | (該当 ・ 非該当) 年 月 日 (該当 ・ 非該当) | | | |
| | 中高層耐火建築物の概要 | 1 所在地の用途地域 2 主たる用途 3 敷地面積 4 建築面積 5 建ぺい率 6 延べ面積 7 容積率 8 構造 9 地上階数 10 確認済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号 | | | m ² m ² % m ² % | | |
| | 都市施設等の用地の状況 | 名称 面積 | | m ² | | | |
| 建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況 | | | | | | | |

(裏)

- 備考 1 「申請者」の欄には、本事業を行う者の住所、氏名を記載すること。
また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 「施行地区」の欄中「所在地」については、施行地区が二号地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）若しくは高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に掲げる地区として定められた地区）、認定中心市街地（中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定するもの）の区域、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法第2条第3項に規定する地域）、認定誘導事業計画（同法第99条に規定する計画）の区域、認定集約都市開発事業計画（都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する計画）の区域又は防災街区整備地区計画（都市計画法第12条の4第1項第2号に規定する計画）若しくは沿道地区計画（同法第12条の4第1項第4号に規定する計画）の区域のいずれかに存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 「地積」の欄には、土地登記簿に記載された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となっている土地の面積」の欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的としている場合においてはその面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においてはその一筆の土地の一部の面積を記載すること。
- 5 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
- 6 「認定再開発事業の当否」の欄中「認定再開発事業の当否」については、本事業が認定再開発事業であるか否かに応じ、該当するものを○で囲むとともに、認定再開発事業である場合には「認定年月日」についてその認定年月日を記載すること。
- 7 「認定集約都市開発事業の当否等」の欄中「認定集約都市開発事業の当否」については、本事業が認定集約都市開発事業であるか否かに応じ、該当するものを○で囲むとともに、認定集約都市開発事業である場合には「認定年月日」についてその認定年月日を記載すること。また、本事業が認定集約都市開発事業である場合、「社会資本整備総合交付金の交付の当否」については、社会資本整備総合交付金の交付を受けているか否かに応じ、該当するものを○で囲むこと。さらに、認定集約都市開発事業である場合には特定公共施設の整備をすることが要件とされているので、その「種類」と「名称」を記載すること。
- 8 「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内において計画されている都市計画施設又は都市計画法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第20条の2第14項第2号又は第38条の4第24項第2号中に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれこれらの号中に定める施設）の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。ただし、本事業が認定再開発事業である場合には、都市再開発法施行規則様式第25の7の欄中[公共施設の規模]に記載された公共施設の用に供する敷地面積を記載すること。
- 9 「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第136条第1項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率を記載すること。ただし、本事業が認定再開発事業である場合には、記載することを要しない。
- 10 施行地区の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利を証する書面を、それぞれ添付すること。

様式第2号 (第3条関係)

(表)

特定民間再開発事業認定申請書

| | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|---|--------------|---------------------|---------------------|------------------------------------|----|----|--|---|
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 福岡県知事 殿 | | | 申請者 住所 氏名 | | | | | | | |
| 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づき、特定民間再開発事業の認定を申請します。 | | | | | | | | | | |
| 施行地区 | | (二号地区・高度利用地区・認定中心市街地の区域・都市再生緊急整備地域・認定集約都市開発事業計画の区域・防災街区整備地区計画の区域・沿道地区計画の区域) 1 所在地 2 面積 m²(登記・実測) | | | | | | | | |
| 従前の権利者及びその権利の状況 | 権利者 | 土地 | 借地権 | | 建物 | | | 備考 | | |
| | 氏名又は名称 | 住所 | 所在地及び地番 | 地積(m ²) | 借地権の目的となる土地の所在地及び地番 | 借地権の目的となっている土地の面積(m ²) | 所在 | | | 家屋番号 |
| | 1 2 3 | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | 認定集約都市開発事業の当否等 | 認定集約都市開発事業の当否 (該当・非該当) 認定年月日 年 月 日 社会資本整備総合交付金の交付の当否 (該当・非該当) 特定公共施設の整備：種類 () 名称 () | | | | | | | | |
| | 中高層耐火建築物の概要 | 1 所在地の用途地域 2 主たる用途 3 敷地面積 m² 4 建築面積 m² 5 建ぺい率 % 6 延べ面積 m² 7 容積率 % 8 構造 9 地上階数 10 確認済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号 | | | | | | | | |
| | 都市施設等の用地の状況 | 名称 | | | | | | | | 面積 m² |
| | 建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況 | | | | | | | | | |
| | 中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況 | 1 所有権の共有 | | 2 借地権の共有 | | | | | | |

(新様式)

(裏)

- 備考 1 申請者の欄には、中高層耐火建築物の建築主の住所、氏名を記載すること。
また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 「施行地区」の欄中「所在地」については、施行地区が二号地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）若しくは高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に掲げる地区として定められた地区）、認定中心市街地（中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定するもの）の区域、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法第2条第3項に規定する地域）、認定集約都市開発事業計画（都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する計画）の区域又は防災街区整備地区計画（都市計画法第12条の4第1項第2号に規定する計画）若しくは沿道地区計画（同法第12条の4第1項第4号に規定する計画）の区域のいずれに存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 「地積」の欄には、土地登記簿に記載された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となっている土地の面積」欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においては、その一筆の土地の一部の面積を記載すること。
- 5 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
- 6 「認定集約都市開発事業の当否等」の欄中「認定集約都市開発事業の当否」については、本事業が認定集約都市開発事業であるか否かに応じ、該当するものを○で囲むとともに、認定集約都市開発事業である場合には「認定年月日」についてその認定年月日を記載すること。また、本事業が認定集約都市開発事業である場合、「社会資本整備総合交付金の交付の当否」については、社会資本整備総合交付金の交付を受けているか否かに応じ、該当するものを○で囲むこと。さらに、認定集約都市開発事業である場合には特定公共施設の整備をすることが要件とされているので、その「種類」と「名称」を記載すること。
- 7 「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内において計画されている都市計画施設又は都市計画法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第25条の4第2項第2号に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれこれらの号中に定める施設）の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。
- 8 「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第136条第1項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率を記載すること。
- 9 施行地区の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利を証する書面を、それぞれ添付すること。

「第3条関係」及び「第4条関係」並びに「第25条の4第16項」及び「第25条の4第17項」並びに「同法施行規則」及び「租税特別措置法施行規則」並びに「回覧の趣旨」又は「又は法人」並びに。

「第7条関係」及び「第8条関係」並びに

「高度利用地区の種類等（ ）年 月 日 第 号最終変更）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

「再開発等促進地区の種類等（ ）年 月 日 第 号最終変更）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

「高度利用地区の種類等（ ）年 月 日 第 号最終変更）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

「高度利用地区の種類等（ ）年 月 日 第 号最終変更）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

（ ）年 月 日 第 号）」

「第7条関係」及び「第8条関係」並びに「第25条の4第16項」及び「第8条関係」並びに「第9条関係」並びに「第8条の規定」並びに「60日」及び「3か月」並びに「提起することができます。なお、処分取消の訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」並びに。

密 画

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県消防学校規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十六号

福岡県消防学校規則の一部を改正する規則

福岡県消防学校規則（平成十六年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「㊦」を削る。

様式第二号中「縦4cm×横3.5cm」を「縦4cm×横3cm」に、「3ヶ月」を「6ヶ月」に改め、「㊦」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場

合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十六条第二項中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第三項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第十九条第二項中「第十六条第一項第六号、第七号、第十一号、第十二号、第二十三号及び第二十四号」を「第十六条第一項第七号、第八号、第十二号、第十三号、第二十四号及び第二十五号」に改める。

第二十三条第三項中「第十六条第一項第六号」を「第十六条第一項第七号」に改め、同条第四項中「第十六条第一項第七号」を「第十六条第一項第八号」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第十一号を第十六号とし、第六号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第五号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当である

と認められる場合 会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後二週間を経過する日までの間の二日の範囲内の期間

十 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（いずれも妻の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、会計年度任用職員の妻の出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの間の五日の範囲内の期間

第十二条第一項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 会計年度任用職員（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。第九号及び第十号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において五日（当該通院等が体外受精又は顕微授精による治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

五 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合、出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）

六 会計年度任用職員が出産した場合、出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

第十二条第二項第二号中「第八号及び第十号」を「第四号及び第六号」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第三号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年十二月十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第一項第二十三号中「第十六条第一項第十三号」を「第十六条第一項第十四号」に改め、同項第二十四号中「第十六条第一項第十四号ロ」を「第十六条第一項第十五号ロ」に改め、同項第二十五号及び第二十六号中「第十六条第一項第十五号」を「第十六条第一項第十六号」に改め、同項第二十七号中「第十六条第一項第十六号」を「第十六条第一項第十七号」に改め、同項第二十八号中「第十六条第一項第十九号」を「第十六条第一項第二十号」に改める。
別表第二の三給与公平課の部第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

事務局